

業務指示書

バングラデシュ国ダッカ地下変電所に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月13日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月18日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：途上国における送変電計画

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／変電設備）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力系統設備
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地中送電設備】

- 1) 類似業務の経験：送電設備
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 財務分析/ビジネスモデル構築】

- 1) 類似業務の経験：財務分析/ビジネスモデル構築
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年4月22日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本業務における直接業務費月額単価については、2016年度単価を上限規費率の上限は、
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
第3 5. 現地再委託に記載の「(1) 地盤調査 (2) 地形測量 (3) 災害・洪水調査 (4) ビジネスモデル構築に係る調査 (5) 地中埋設物確認調査」
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.4804 円 , US\$1 = 113.393 円 , EUR1 = 127.140 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/変電設備
地中送電設備
財務分析/ビジネスモデル構築

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国ダッカ地下変電所に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/変電設備	(26.00)	()
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 地中送電設備	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 財務分析/ビジネスモデル構築	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 本調査の背景

バングラデシュでは、約6%の堅調なGDP成長に伴い、電力需要が拡大している。同国では、今後7年間で11,000MW以上の電源開発を行う必要があると言われているが、電力系統全体の需要見通しにおける急激な需要増加に対応する変電、送・配電ネットワークの開発が必要とされている。

同国の経済、産業の中心である首都ダッカでは、この傾向が特に顕著で、近年の経済活動の活性化・高層オフィスビルの建設ラッシュにともない電力供給設備の拡充が喫緊の課題となっている。北部で2015年現在880MWの需要が2030年には4,550MWへ、南部で2015年1,470MWの需要が6,843MWへと、飛躍的な拡大が見込まれている。ここから、北部では変電容量を2015年の最大1,708MVAから2030年の最大9,618MVAまで拡大、同じく南部では2015年時点で1,838MVAの容量を2030年の8,554MVAまで拡大する必要があると想定され変電、送・配電設備の拡充が必須である。

一方で、ダッカの人口密度は世界でも有数の高さで、特に経済活動が活発な首都ダッカを抱える市圏(Dhaka Metropolitan Area)では人口増加率が高く、1990年には653万人であった人口は、2011年の国勢調査の結果、およそ倍の1200万人を超えた。このような人口増加と、経済活動の活発化により、ダッカでは上記需要に対応して変電、送・配電設備の増強、新設を行うにかけ、急激な都市化による土地価格の高騰と用地取得の困難さが大きな問題となっている。

かかる状況下、新たな需要に対応する変電、送・配電網の整備、拡充のオプションとして、地下変電所という選択肢の検討は、非常に有効であると考えられる。地上部の有効活用およびインフラ設備のセキュリティ向上を背景として、今後の当該市街の中心における配電ネットワーク整備は地下埋設された線路および地下変電所にて実施したい旨、先方政府内でもニーズが高まっている。

これを受けてダッカ北部を管轄するダッカ電力供給会社(Dhaka Electric Supply Company Ltd: DESCO)、及び、同南部のダッカ配電会社(Dhaka Power Distribution Company: DPDC)においては、新たな地中送電線路および地下変電所の建設について具体的な検討を始めているものの、バングラデシュでは未だ経験の無い地下変電所の建設、運用については、知見が不足しており設備設計・運用についての技術的調査が必要である。

よって今回、JICAは関連情報を収集し、地下変電所建設の可能性について必要性や妥当性を確認するとともに既存の地下変電所に係る調査等による関連施設の設計案の適性を確認し、事業計画を策定するための、基礎情報収集調査を実施する。

2. 調査の目的

ダッカ首都圏を対象に、増大する電力需給に対応する送変電設備において、地下変電所の設備の需要、具体的な支援ニーズを、政府の電力セクターにおける計画、他ド

ナーの支援動向、地下変電設備にかかる日本をはじめとする各国の技術等の既存データや、基礎的な情報を整理・確認した上で、どの候補地に対し、我が国が今後支援することの意義、今後の支援シナリオ等、JICA が今後支援すべき事業の提案を行うこととする。

3. 調査の範囲

本調査において、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために、第3業務実施上の条件「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「5. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「6. 成果品」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、JICA に対し説明・協議の上、提出するものとする。

4. 実施方針及び留意事項

(1) ダッカ市全体の変電所配電計画と事業の妥当性

現在、DESCO と DPDC では各々送・配電の展開計画があるが、本調査では両者を総合的に分析し、ダッカ市及びその周辺部の送・配電計画の整理を行う。その上でダッカに地下変電所を建設する必要性、位置づけ、妥当性を示し、接続すべき変電施設の提案、検討を行うこと。

(2) ビジネスプランの提案

一般に地下変電所は高い技術を要し、その設備も地上の設備のものに比べて高価であるため、先方政府にとっては、高価な投資を行うだけのベネフィットがあるか、すなわちビジネスプランの妥当性が重要な判断基準となる。そのため、地上型、屋内型、地下型に場合分けを行い、費用のみならず投資収益を勘案した比較を行うこと。その際、たとえば、左記のそれぞれの型につき、実施機関の所有地で建設した場合、新たに用地取得を行った場合に分け、さらに変電所の主要機器の型によって場合分けを行う等、網羅的な分析を行うこと。(分析枠組みの詳細は JICA とよく摺合せを行うこと。)

上記ビジネスプランの検討にあたっては、変電所建設や機器の費用のみならず、用地取得費や収益見通しにつき可能な限り精緻な分析が行えるよう、各事業候補地周辺の地価や公共施設を使う場合の土地購入/使用料、テナントからの不動産賃料等につき、専門機関を活用する等して適切に情報収集を行い、事業採算性分析に係る専門的知見を有した調査団員が説得的な提案を行うこと。

(3) 地下水対策、排水を含む設計検討

バ国には地下変電所は存在しておらず、JICA としてもダッカにおける大規模な地下構造物への支援は初となる。よって土質調査、水文調査、自然条件調査を精緻に行うとともに、同調査結果を踏まえ、また日本の地下変電所建設事例で採用された技術等も参考にして、地下水対策、排水設備などを含む地下建設部分の設計の検討を行うこと。

(4) 地中送・配電線の敷設にかかる検討

既存の地下変電所に係る調査等では、グルシャン地区の DESCO 所有地が事業実施地として選定し、同地からの地中送・配電線のルートについての検討等を行っている。本調査では既存の地下変電所に係る調査等で提案されたルートの適正を含め、DESCO

及び DPDC と十分に協議したうえで、最終事業候補地（2～3カ所）について、地中送・配電線敷設について検討する。その際、工事に係る環境社会的側面の懸念事項も明らかにすること。

（5）地下変電所建設候補地の再検討について

既存の地下変電所に係る調査等では、グルシャン地区の DESCO 所有地が事業実施地として選定されている同調査結果も参考にしつつ、以下の手順で、地下変電所建設地の再検討を行うこと；

- 1) 上記（1）の分析に基づき、ダッカ市における変電・送電設備の建設、改修が必要な場所のロングリストを作成する。その際、ダッカ北部を管轄する DESCO 及びダッカ南部の DPDC について、各々の配電会社の希望する地下変電所建設候補地についても、（1）との整合性を再度確認した上で、一次候補地のロングリストを作成すること。なお調査のフィージビリティを勘案し、想定するロングリスト内の候補地は5～6カ所程度を想定。
- 2) 他方で、①地下変電所でガス絶縁変圧器（GIT）採用したケースに加えて、②同じ地下変電所で油絶縁変圧器（OIT）とガス絶縁スイッチギア（GIS）採用のケース、と更に③地上で OIT と GIS を採用するケース、最後に④屋内変電所のケースと、4つの異なる設備導入のケースについて、各ケースのコスト概算を算出する。その際、特定の候補地を勘案せず、地中ケーブル敷設コストを含めない標準のもので良いので、容易に比較ができるような形にまとめること。
- 3) 上記（2）で説明されている調査、分析内容で、地下変電所建設時の、上部構造物を活用したビジネスモデルの検討を行う。検討対象は基本的にロングリストに掲載されたすべての一次候補地とする。
- 4) 各希望建設地の重要性を考慮した、上記2）と3）の調査・分析結果を含めた、クライテリアを提案する。その際、既存の地下変電所に係る調査等のクライテリアも参考にしていよいが、各々の重要性を考慮して配点・比重に差をつけること。
- 5) 上記4）で検討したクライテリアに基づいて2～3カ所に候補地を絞り、最有力事業候補地とする。
- 6) 上記3）の最有力事業候補地について、ボーリング調査を含めた土質調査、水文調査、自然条件調査を行う。ボーリング調査は雨季に行い、雨季における地下水位を検証すること。水文調査は、建設候補地の周囲の河川の氾濫歴、洪水・氾濫時の最大水位等を含めた情報を収集、分析すること。これらの調査は、現地再委託でも可能とするが、必ず調査団員（日本で地下変電施設建設の経験を有する者が望ましい）が立ち会って、その調査方法の妥当性を確認し、得られたデータの検証・分析の指導を行うこと。
- 7) 上記1）～6）の結果を JICA と確認の上、先方政府に説明し、インテリムレポート（ITR）にまとめること。
- 8) 上記7）の調査結果に基づいて、各候補地について、最適な変電設備の提案と、既存の地下変電所に係る調査等で提案されている設計図の適性も確認・検討する。その際、地下構造物や地下水対策・排水設備、後述の（4）のとおり地中送・配電線の敷設ルート、敷設方法等も同検討内容に含める。
- 9) 上記5）の最有力事業候補地について、各地での事業費のコスト分析を行う。

その際、地下構造物、排水・防水設備及び地中送・配電線の敷設等のコストもすべて分析含めることとする。

(6) 早期案件化に向けた提言

バ国政府は地下変電所建設を早急に実現し、今後のダッカの電力需要の増加に対応したいと考えているため、フェーズ分け、調達手続きの迅速化、工法の工夫等による早期着工、工期短縮等の提案が期待されている。候補地だけではなく、地中ケーブル敷設及び、周辺インフラを含め、提案されることが望ましい。

(7) 本邦技術の活用

変電設備に係る技術は、同国政府のニーズや意向を十分に把握したうえで、本邦技術の活用を検討し、その結果を JICA に報告する。「質の高いインフラパートナーシップ」等、日本政府の方針についても確認した上で、活用可能なスキーム、キャパシテイビルディング及び技術波及効果の観点も踏まえて包括的な提案を行うことが望ましい。

(8) 関連報告書の活用

「ダッカ-チッタゴン基幹送電線強化事業」(2016年)「バングラデシュ人民共和国石炭火力発電マスタープラン調査」(2010年)、及び「電力システムマスタープラン改訂にかかる情報収集・確認調査」(2015~16年)では国レベルの系統解析、送変電にかかる現状分析が行われているので、本調査ではこれらの調査報告書も参考とし、特に後者の調査については、同調査団との情報交換を密に行うこと。またその他、既存の地下変電所に係る調査等も参考とする。ただし、これら調査では、ダッカ市内における変電、送・配電についての詳細な検討は行っていないため、(1)において本調査独自に不足する情報の入手、および見直しが必要な内容について調査、分析が必要となる点に留意すること。

(9) 資金協力業務資料としての活用について/バングラデシュ国政府機関に対する調査結果の共有について

本調査結果については同国政府機関関係者に共有すること。但し(1)に示すように、本調査はあくまでも今後の支援を検討するための基礎資料の作成を目的として実施するものであり、特定の協力プログラム形成、個別案件の発掘・形成を目的とするものではないことから、相手国政府機関に過度な期待を持たせないよう留意すること。

5. 調査の内容

本調査において受注者が実施する業務内容は、以下のとおりである。

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 事前準備 (国内作業) 及びインセプションレポートの作成 (2016年6月上旬)

1) 関連資料・情報の収集・分析

「ダッカー-チッタゴン基幹送電線強化事業」(2016年)、「バングラデシュ人民共和国石炭火力発電マスタープラン調査 power system master plan 2010 (PSMP2010) ファイナルレポート」(2010年)、「People's Republic of Bangladesh Power System Master Plan 2015 Interim Report (電力システムマスタープラン改訂にかかる情報収集・確認調査中間報告書 英文版)」(2015~16年)、その他既存の地下変電所に係る調査等の関連資料(詳細は「第3 業務実施上の条件 4. 参考資料」のとおり)を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。特に、候補地の再検討、比較を行うための、クライテリアを提案する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポート、質問表の作成

上記の結果や調査に当たって必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項などを検討し、インセプションレポートとしてとりまとめ、JICA に提出する。また、現地調査前に質問表を作成し、JICA に提出する。

3) 事前協議への参加

現地調査実施前に JICA が開催する事前会議等に参加し、調査計画やインセプションレポート、質問表の内容について説明・協議を行う。

(2) 現地調査(2016年6月中旬~2016年12月下旬)

【タスク1: 地下変電所候補地情報収集・分析業務】

1) JICA バングラデシュ事務所への調査概要説明

事前会議の結果等を踏まえて修正したインセプションレポートに基づき、調査の概要、調査計画等につき、JICA バングラデシュ事務所に説明を行う。

2) 調査対象機関への調査概要説明

インセプションレポートに基づき、主な調査対象機関に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。

3) バングラデシュの変電、送・配電(電力分野)に係る上位計画、政策、法令、省令、事業計画、予算や財政状況に関連する資料・データの収集、整理及び課題の抽出
上位計画(第7次5か年計画(Seventh Five Year Plan 2016-2020)、電力システムマスタープラン 2010、及び、同マスタープラン 2015)、関連政策及び法令(Electricity Act 2012等)の内容、及び、関連分野に関するバングラデシュ送電会社(Power Grid Company of Bangladesh Limited: PGCB)等の電力及び送変電事業展開計画を入手し、地下変電事業の必要性と妥当性、国レベル計画との整合性を分析、確認する。整理、分析を行う。

特に送・配電、変電に係る部分を中心にバングラデシュの当該セクターの開発の方向性、重点課題を整理するが、バングラデシュの計画・政策において目標とする変電、送・配電容量等が定められていない場合は、既存データから推定される目標値の推計等も行う。

更に、バングラデシュにおける電力関連、特に変電、送・配電化促進に向けた政府の予算、料金制度（電力託送料）の改定状況、補助金の有無等、送変電分野の制度、財政、予算面の現状を確認する。

4) バングラデシュにおける変電所建設に係る建設基準、関連法令及び既存地下構造物にかかる情報収集、確認

バングラデシュにおける建設基準に係る情報を整理し、各法令の適用・運用状況を確認し、変電所建設、特に「地下」構造物建設において適用すべき基準等を確認する。またバングラデシュ、特にダッカにおける地下構造物の現状（地盤沈下、地下水の浸透等）を確認し、留意点を取りまとめる。

5) ダッカの社会経済状況及びダッカの変電、送・配電の現状に係る事業計画、予算に係る情報の確認

電力需要拡大への根拠となるような視点から、ダッカ首都圏の社会経済状況（人口、世帯数、面積、平均収入、主要産業等）を確認する。

又、ダッカにおける送変電・配電（電力分野）に係る展開計画、特に、バングラデシュ送電会社（Power Grid Company of Bangladesh Limited：PGCB）、ダッカ電力供給会社（Dhaka Electric Supply Company Ltd：DESCO）、及び、ダッカ配電会社（Dhaka Power Distribution Company：DPDC）、事業計画、予算や財政状況、に関連する資料・データの収集、整理及び分析を行う。

さらに、ダッカの社会経済状況と、ダッカの2つの配電会社の事業展開計画両方の情報を基に、ダッカにおける送変電、配電拡大にかかる必要性、妥当性、課題の抽出を行う。その際、ダッカにおいて新設、改修等の必要な具体的な送変電設備を示すこと。

6) バングラデシュ政府及び関連機関の変電、送・配電に係る実施体制・事業分担体制の確認

バングラデシュの電力セクターを担う電力エネルギー鉱物資源省（Ministry of Power, Energy and Mineral Resources：MOPEMR）、電力局（Power Division）、PGCB、DESCO、DPDC、等の実施体制につき、計画、組織、人員、予算、機材の所有状況、事業実施状況等を確認する。

7) 他国政府、ドナー等の送・配電、変電にかかる支援計画、実績及び支援体制の確認

当該分野での支援を検討・実施している他国政府、ドナー（世銀、ADB等）や変電、送・配電分野で活動するNGO等、バングラデシュの電力分野（特に変電、送・配電関連分野）各組織につき、既存の資料等も利用しつつ具体的な支援内容、支援地域・分野、支援体制、支援計画・規模、支援実績、グッドプラクティス、教訓、当該セクターに関する最新の支援重点分野等を確認する。

8) ダッカにおける災害状況、水害及び洪水に関する情報収集、分析

ダッカにおける過去の災害、特に水害履歴を確認し、水害、洪水頻度（発生確率）、災害規模、被害規模、災害対応体制等につき情報を確認し、変電、送・配電に係る事

業を実施する場合の影響、規模想定を行う。

9) 我が国及び JICA の援助方針との整合性及びこれまでの支援成果・課題の確認

我が国がこれまでバングラデシュの電力、特に変電、送・配電分野に対して実施してきた支援成果について確認し、また我が国の国際協力重点方針等（主に環境・気候変動/防災対策、ジェンダー主流化、地方自治体の国際展開支援）を踏まえて、今後のバングラデシュの変電、送・配電化促進に向けての課題や教訓を取りまとめる。

10) 送変電設備ケース別概算コストの算出と比較

更に、①ガス絶縁変圧器（GIT）を採用した地下変電所建設のケース、の他に②ガス絶縁スイッチギア（GIS）と油絶縁変圧器（OIT）のセットでの地下変電所建設のケース、③GIS と OIT の地上変電所建設のケース、④屋内変電所建設のケース、の4パターンのコスト概算の算出を行う。その際、特定の候補地を勘案せず、地中ケーブル敷設コストを含めない標準のもので良いので、容易に各々を比較できるような形にまとめること。

【タスク2：地下変電所建設案件化にかかる調査】

11) 潜在的な事業候補地（必要地）の選定（事業候補地のロングリストの提案）

上記（2）の4）～9）を勘案し、調査団は変電所新設の一次事業候補地のロングリストを作成する。その際、ダッカの2つの配電会社（DESCO 及び DPDC）とも協議し、両社が希望する地下変電所の候補地も含めて、同リストを作成する。なお調査のフィージビリティを勘案し、想定するロングリストに掲載される一次事業候補地は5～6カ所程度を想定している。

12) 一次事業候補地のビジネスモデルの提案

先述の4.（2）に記したとおり、地上型、屋内型、地下型に場合分けを行い、費用のみならず投資収益を勘案したビジネスプランの比較を行う。その際、たとえば、左記のそれぞれの型につき、実施機関の所有地で建設した場合、新たに用地取得を行った場合に分け、さらに変電所の主要機器の型によって場合分けを行う等、網羅的な分析を行うこと。（分析枠組みの詳細は JICA とよく摺合せを行うこと。）

上記ビジネスプランの検討にあたっては、変電所建設や機器の費用のみならず、用地取得費や収益見通しにつき可能な限り精緻な分析が行えるよう、各事業候補地周辺の地価や公共施設を使う場合の土地購入/使用料、テナントからの不動産の賃料等につき、専門機関を活用する等して適切に情報収集を行い、事業採算性分析に係る専門的知見を有した調査団員が説得的な提案を行うこと。

現地再委託にて実施する場合には、必ず調査団員が監督する形を取ること。具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、上記内容を基本とすれば、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

13) 地下変電所建設事業候補地の優先順位付けのための諸要件・クライテリアの検討

既存の地下変電所に係る調査等も参考に、ダッカ首都圏内において今後地下変電所の必要な変電所を優先順位付けするために必要な諸要件・クライテリアを検討、提案する。その際、クライテリアには「地下」である必要性、将来的な変電所への負荷（将来的に必要な容量）、事業に使用可能な土地のサイズ、道路付けなどに加え、維持・管理業務の容易さ、既存の変電設備との関係性・位置づけ（送電用または配電用変電所か（一次変電所か、配電用変電所か）、どの送電設備からどこにつながるのか、またその重要度）、等を含め、クライテリアによって根拠・理由を明示したうえで、その配点、比重に差をつけること。

1 4) 地下変電所事業最終候補地の選定

上記1 1) のロングリストに掲載されている一次事業候補地について、1 0) の概算コスト比較、1 2) のビジネスモデル提案内容も考慮に入れて、1 3) のクライテリアを用いて2~3カ所、地下変電所事業の最有力候補地を選定する。その際、ロングリストの一次事業候補地（5~6カ所）について、現況調査（建設工事可能面積の確認、既存施設の解体を含む準備工程の確認、道路付、工事機器の搬入、土砂や解体で生じる瓦礫の除去ルート等の検討等）も行うこと。

1 5) インテリムレポートの作成・説明・協議

上記1 4) までの調査結果をインテリムレポートとして取りまとめる。インテリムレポート内容を基に、相手国政府関係者にレポート作成時点までの調査結果の説明を行い、最有力事業候補地での地下変電所建設についての先方の判断材料としてもらう。なおレポートについては、ドラフトを作成し、JICAと協議を行い、必要な修正を行った上で、同国政府関係者と協議を行い、合意を得ること。

1 6) 最有力事業候補地の地盤・地質条件、水文調査等の自然条件の確認

上記1 4) にて選定された、2~3カ所の最有力事業候補地について、各々の場所で次の自然条件等の調査を行う。

- ① 地盤調査：ボーリング調査（深さ35m×各候補地において四スミ及び中央の5カ所）及びラボ試験（粒径分布及び透水試験）
- ② 地計測量：平板測量、縦横断測量、排水ルートの確認、既存施設のある場合は同施設の状況調査を含む
- ③ 災害・洪水調査：気象、風力、降水量、河川及び洪水調査を含む（事業実施時の水害を想定し、各最終事業候補地及び同周辺部分の過去の水害状況、雨季における洪水の可能性・頻度、同候補地付近に現在は埋め立てられているが元々沼や池、小川などがなかったか等、事業候補地における災害・洪水等の可能性と対策立案の基礎となる情報を、既存資料からの情報収集や、周辺住民への聞き取り等を含めて調査、分析を行う。))
- ④ 地中埋設物確認調査：地中ケーブル敷設にかかり、送電線、配電線の地中埋設ルートを検討したうえで、そのルート上に別の既設埋蔵物（電話線、ガスパイプ、インターネット線等）がないか、調査を行う。

自然条件調査（ボーリング調査）の対象サイトについては、DESCO及びDPDCの所有地となる可能性が高いが、仮に、それ以外の候補地を調査することとなる場合には、両機関等に所要の許認可等を得ることとする。（JICAも両機関に対し必要な働きかけ

を行う。)

上記の調査はいずれも現地再委託にて実施することを認めるが、必ず調査団員が監督する形を取る。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、上記内容を基本とすれば、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

17) 我が国の知見・経験・技術等の活用可能性を踏まえた、既存調査等で提案された設計図の適正検討

既存の地下変電所に係る調査等で提案されている、設計図等を参考に、最終事業候補地で地下変電所を建設する場合の、実施可能性を検討し、留意点を抽出する。その際、ダッカ首都圏の変電、送・配電化に際し、我が国の経験・技術等において具体的に適用可能と考えられる我が国の技術をリスト化し、分かり易くバングラデシュ関係者及び国内関係者に説明できる資料を作成する。

18) ダッカ首都圏における変電、送・配電化、地下変電所建設に関する支援に必要な課題・重点地域・分野の整理及び JICA による協力プログラムの方向性の検討

上記の調査を踏まえ、ダッカ首都圏における地下変電所建設に関して、①行政面、②技術面、③資金面、④環境面等から多面的に必要な性の高い課題（ボトルネックの抽出を含む）・地域・分野等を整理する。

また、対バングラデシュ国別援助計画、JICA 国別分析ペーパー、国際協力重点方針（主に環境・気候変動/防災対策、ジェンダー主流化、地方自治体の国際展開支援）等を踏まえ、JICA による協力プログラムの方向性を示しレポートに含めるものとする。

19) ダッカ首都圏における地下変電所建設に関する JICA の支援シナリオ、重点地域・分野の整理

上記 18) の結果を踏まえ、我が国が当該分野に支援することの妥当性や必要性を検討し、また首都圏の送・配電設備強化、地下変電所建設に関する我が国の知見・経験・技術等の活用の可能性についても十分検討を加えた上で、JICA が支援すべき今後の支援シナリオ、支援重点地域・分野案を整理・提言としてとりまとめる。支援シナリオの検討にあたっては、これまでの実績から有償資金協力和技術協力の組み合わせが想定されるが、それぞれの協力方法における分担あるいは連携方法について具体的に提案すること。

また、支援シナリオに関しては以下の情報を具体的に盛り込むこと；

- ア) 変電、送・配電化促進に向けた具体的な実施方法
- イ) 変電、送・配電化促進に向けて必要な実施体制
- ウ) 調査対象地域・区域の変電、送・配電化実施に必要な資金の試算
- エ) 対バングラデシュ国別援助計画、JICA 国別分析ペーパー、国際協力重点方針（主に環境・気候変動/防災対策、ジェンダー主流化、地方自治体の国際展開支援）等を踏まえたシナリオ策定
- オ) 資金協力を実施する場合の配慮事項

20) 地下変電所建設及び地中ケーブル線敷設に伴う環境社会配慮面の検討

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から見た地下変電所建設地の選定基準や選定手続きを検討し、実施機関の環境社会配慮能力や制度・組織を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。選定基準作成においては、カテゴリAが排除されることを明確にすること。

2 1) 送地下変電所建設及び地中ケーブル線敷設に伴う重要な環境社会影響項目の確認

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、18)で特定された事業候補地における地下変電所建設事業について、環境社会配慮面からの代替案比較、重要な環境影響項目(環境社会状況、環境社会配慮制度・組織、スコーピング、影響の予測・評価・代替案検討・緩和策の検討、環境管理計画・モニタリング計画等)の確認を行う。また、バングラデシュ国内環境カテゴリを確認し、カテゴリ分類に応じた必要な支援を行う。

2 2) ドラフト・ファイナルレポート(DF/R)の作成

現地調査の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナルレポート(DF/R)を作成した上でJICAにDF/Rの内容を報告し、JICAからのコメントを受ける。

2 3) カウンターパートの本邦招聘と説明会開催

日本国内にて、地方自治体による変電、送・配電分野を中心とした防災行政や本邦企業の変電、送・配電技術をカウンターパートに紹介することを目的とし、カウンターパートの本邦招聘を行う。コンサルタントが行う具体的業務は以下を想定し、人数は7人程度、日数は7日間程度を想定している。本邦招聘の詳細については別添1、2を参照のこと。

(ア) 受け入れ

- 航空券の手配
- 査証の手配(ただし、口上書の作成はJICAが支援)
- 来日時・帰国時の空港送迎
- 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
- 保険加入手続き
- 参加者に対する来日時手当及び滞在費(日当)、諸経費の支給
- 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

(イ) 招聘プログラムの実施

- 招聘日程及びプログラムの作成
- 講師の手配
- 見学先・実習先の手配
- 視察資料の作成
- 講義・実習・見学の実施

(ウ) 招聘プログラムの監理

- 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等
- 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空費、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、経費、講師謝金、人件費等）については見積書に積算を含めることとする。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

24) 先方政府、ドナー、関係機関への調査結果概略の共有

上記1)～23)までの調査結果を JICA バングラデシュ事務所と共に関連機関に共有し、今後の支援方向性につき意見交換を実施する。

25) JICA バングラデシュ事務所への報告

現地調査で得られた結果概要を、帰国前に JICA バングラデシュ事務所へ報告し、報告書のとりまとめに向けた意見交換を実施する。

(3) 帰国後国内作業(2017年1月上旬～2017年1月中旬)

26) 帰国報告会での報告

現地調査実施後に JICA が開催する帰国報告会等に参加し、調査結果の概要について説明・協議を行う。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、7. 調査の内容を参照。各報告書の相手国政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始時（業務開始後10日以内）

部数：英文9部（JICA 4部、相手国機関5部）、和文4部（全て簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

2) インテリムレポート

記載事項：現状分析（実施体制及び予算、変電及び送・配電の全体計画分析を含む）事業候補地リスト（一次候補地及び最終候補地）、事業候補地選定クライテリア、事業候補地別ビジネスモデル提案内容、変電及び送・配電設備ケース別コスト概算及び同比較等

提出時期：2016年8月中旬

部数：英文9部（JICA 4部、相手国機関5部）、和文4部（全て簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：本邦招聘以外の本調査の全体成果

提出時期：2016年10月中旬

部数：英文9部（JICA4部、相手国機関5部）、和文4部（全て簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

4) ファイナルレポート

記載事項：本調査の全体成果

提出時期：2017年1月中旬

部数：和文（製本版）4部（JICA）

和文（CD-R）4部（JICA）

英文（製本版）9部（JICA4部、相手国機関5部）

英文（CD-R）9部（JICA4部、相手国機関5部）

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な経費については、本見積もりに含めることとする。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細はJICAの指示に従うものとする。

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付した上で調査終了後JICAに提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAバングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告する。

3) デジタル画像集

本調査実施期間中に記録したデジタル画像集を作成し、JICAへ提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、相手国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、内容等について承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2016年6月初旬より業務を開始し、2016年8月中旬を目途にインテリムレポートを提出する。2016年10月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2017年1月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

年	2016							2017
月	6	7	8	9	10	11	12	1
国内作業	□				□			□
現地業務	■	■		■	▲ 招聘	■		
報告書	▲ IC/R		▲ IT/R		▲ DF/R			▲ F/R

IC/R: インセプションレポート、IT/R: インテリムレポート、DF/R: ドラフト・ファイナルレポート、F/R: ファイナルレポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目安

合計 約30.5 M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野 (案) を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／変電設備 (2号)
- 2) 地中送電設備 (2号)
- 3) 財務分析／ビジネスモデル構築 (2号)
- 4) 送変電計画／系統解析
- 5) 自然条件調査
- 6) 施工計画
- 7) 配電計画
- 8) 環境社会配慮
- 9) 地下構造物
- 10) 業務調整／コスト分析

3. 相手国の便宜供与

本調査実施に当たり先方政府、実施機関と JICA は本調査を実施することについて合意をしており、治安状況にかかる情報、必要な際に医療にかかる支援や情報、調査にかかる情報や既存データの共有、カウンターパート人材、調査団が入国する際の入

国許可、調査実施に係る機材などをバングラデシュへ持ち込む際の免税措置等の支援について、先方政府からの協力を想定できる。

コンサルタントは、現地調査の実施に当たってバングラデシュ事務所の支援が必要な場合には、事前に相談すること。

4. 参考資料

(1) 閲覧資料：

1) 「People's Republic of Bangladesh, preparatory survey on Dhaka-Chittagong main power grid strengthening project : final report」(「ダッカ-チッタゴン基幹送電線強化事業」先行公開版 (英文のみ))

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248449.pdf>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024649.html>

2) 「バングラデシュ人民共和国 石炭火力発電マスタープラン調査 power system master plan 2010 (PSMP2010) ファイナルレポート」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255545.html>

(2) 貸与資料：

「People's Republic of Bangladesh Power System Master Plan 2015 Interim Report」(「電力システムマスタープラン改訂にかかる情報収集・確認調査」中間報告書英文版) 及び、地下変電所建設に係る既存の調査資料等一式

上記貸与資料は、JICA 南アジア部南アジア第四課において閲覧可能。

担当者：南アジア第四課 池上 (電話：03-5226-8695)

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認めるが、必ず調査団員が監督し、結果の分析に立ち会うこと。

(1) 地盤調査 (ボーリング調査及びラボ検査)

(2) 地計測量

(3) 災害・洪水調査

(4) ビジネスモデル構築に係る調査 (各事業候補地周辺の商業調査、地価、土地購入/使用料、テナントからの不動産賃料等の調査)

(5) 地中埋設物確認調査

(6) 環境社会配慮関連調査

なお、対象地域の自然条件については、既存の地下変電所に係る調査の存在等を含め不明な点があるため、上記業務に係る見積もりについては参考見積もりとし、調査業務と分けて見積もること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見

積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地調査中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、安全管理を所掌するバングラデシュ事務所より十分に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の安全状況、移動手段等について同事務所と密に連絡をとるよう留意すること。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

招聘にかかる経費の扱いについて

1. 見積作成

業務実施契約の別見積書において、招聘に係る経費を積算の上、計上する。なお、プロポーザル提出時に提出された見積もりは、実際の招聘プログラムに沿って「5.精算」に示す方法で精算を行う。

2. 詳細計画表と経費内訳の確認

招聘詳細計画表に基づき積算される経費が、費目「国内研修費」に計上した招聘分の契約金額を超える場合は、費目間流用についても併せて打合簿により監督職員の承諾を得ること。

実施上の必要性から詳細計画表に変更がある場合、軽微なものは受注者の判断で変更可とするが、大幅な変更がある場合は、監督職員と適宜相談・確認すること。いずれの場合も、招聘終了後の業務完了報告を確認する打合簿にて、経費の取り扱いについて確認することとなるが、大幅な変更やJICAの基準単価を超えた支出について経費明細書のみではなく打合簿本文に明示の上、監督職員の確認を受けること。

3. 契約に含めることができる経費

招聘に関し契約に含めることができる経費は以下の通り。

(1) 国内研修費（受入費・プログラム実施経費・研修監理費）

1) 旅費

航空賃、滞在費（宿泊費、生活費、査証手配費、海外保険）

2) 諸謝金

講師謝金、検討会等参加謝金、原稿謝金、見学謝金

3) 招聘実施諸費

翻訳料、会場借上費、教材作成費・購入費、機材借料損料、資材費

4) 招聘同行者等旅費

日当、宿泊料、交通費

5) 通訳備上費

(2) 直接人件費、間接費（その他原価、一般管理費等）

招聘実施に係る直接人件費及び間接費（その他原価、一般管理費等）

4. 国内研修費として計上可能な範囲

(1) 旅費

1) 交通費

招聘参加者が国内移動する際の交通費の基準は以下の通りとする。

(ア) 近距離移動（100km(片道 50km)未満、空港送迎含む）

招聘参加者の役職及び招聘日程を勘案の上、最も合理的な方法での移動を認める。タクシー利用は、同行する招聘参加者がタクシーで移動する場合に限り支出可能とする。

(イ) 長距離移動（100km 以上）

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、招聘プログラム実施上の必要性又はその他やむを得ない事情により、他の経路・方法をとる方が合理的である場合は、これを認める。

航空便の利用は、最も経済的な通常の経路及び方法と認められる場合（以下の2条件を目安とする）に利用可能とする。

- 鉄道による最短の移動時間が4時間を超える場合
- 航空運賃が鉄道運賃より安い場合、もしくは航空便の利用により旅行日程が短縮され、旅費総額が安くなる場合

2) 滞在費

招聘参加者の宿泊費、食事代及び雑費の基準は以下の通りとする。

(ア) 招聘参加者が開発途上国の課長級未満の場合

宿泊費及び生活費については、表1の金額（定額）とする。

表1 宿泊費、食事代及び雑費（課長級未満）

宿泊費（朝食代・税込）		食事代及び雑費（税込）
東京都、神奈川県、大阪府、 兵庫県及び政令指定都市	10,000円	3,833円
上記以外の都市	8,000円	

(イ) 招聘参加者が開発途上国の局長・課長級の官僚や国際機関の中核職員（D1以上）、大学教授以上の役職の場合

表2の基準による。なお、課長級未満の参加者が同行する場合は、数日～2週間と短期であり効率的な実施が求められることから、その宿泊費及び食費、雑費については、表2の「課長級未満のもので上記役職に同行する」を適用可能。

表2 宿泊費、食事代及び雑費の基準（課長級以上）

区分	役職	航空賃	宿泊費（朝食代・税込）	食事代及び雑費
1	閣僚（閣議の構成員）、中央銀行総裁、当該国のトップ大学の学長、当該国の有数メディアの社長	ビジネス （正規割引運賃）	55,000円	11,000円 （昼食：4,000円） （夕食：6,000円） （雑費：1,000円）
2	閣外大臣、各省副大臣・政務官、庁の長官、各省次官、大使、閣僚経験者、国際機関のナンバー2クラス以上の職員、中央銀行副総裁、大学の学長	ビジネス （正規割引運賃）	21,200円	10,000円 （昼食：3,000円） （夕食：6,000円） （雑費：1,000円）
3	局長・課長級の官僚、国際機関の中核職員（D1以上）、大学教授	ビジネス （正規割引運賃）	15,100円	10,000円 （昼食：3,000円） （夕食：6,000円） （雑費：1,000円）
4	課長級未満のもので上記役職に同行するもの	エコノミー （正規割引運賃）	11,000円	7,000円 （昼食：2,500円） （夕食：3,500円） （雑費：1,000円）

- ・ 宿泊費（朝食代・税込）は上限額であり、この範囲で実費を負担する（ホテルまたは招聘参加者より領収書を取り付けること）。食費として昼食代、夕食代を支給することとし、この表に示す金額を定額で負担する。ただし、晩餐会等正式な会食が無償で提供される場合は、その分の食費は負担しない。
- ・ 通信費等にかかる雑費について、この表に示す金額を定額で負担する。
- ・ 来日又は帰国のため旅行に際し、航空機の乗り継ぎ又は本邦の査証取得のため、第三国にやむを得ず滞在する場合は、当該滞中に要する宿泊費及び食費を、上記に従い支給することができる。ただし、航空会社から宿舎又は食事の提供があることが明らかな場合は、その分の宿泊費又は食費は支給しない。

3) その他の旅費

バングラデシュでの国内移動、宿泊が生じる場合は、宿泊費、食事費等の基準が異なるため、事前に事業担当部と相談すること。

(2) 諸謝金

諸謝金（講師謝金、原稿謝金、見学謝金）は、原則として以下に示す基準単価（上限）により支出する。

ただし、招聘内容・講師依頼先等の事情により、この基準単価に依らない支出を行う必要がある場合は、適宜、監督職員と協議・相談した上で、最終的に、招聘終了後、監督職員が打合簿（本文）にて確認することとする。

1) 講師謝金

講義を行った講師に対する謝金

a) 対象者：講師もしくは講師の所属先機関

b) 支出基準：表3「講師謝金単価表」参照

- 当該業務実施契約の業務従事者は、コンサルタント格付による。
- それ以外は、原則として、職位の格付による（適宜、経験年数を参照する）。
- 原則として国家公務員は謝金の対象外とする。

c) 留意事項：

- 講師謝金の支払対象人数は、原則、同一時間帯につき1名とする。
- 講師を受注企業・団体（JV構成員含む）に所属する者が行う場合は、国内業務とはせず、謝金支払いで対応する（人件費と謝金の重複不可）。
- 謝金単価には、講義者等が行う事前の準備も含まれているため、純粋に講義時間に対して算定する。
- 30分以下の場合には時間単価の1/2とする。

表3 講師謝金単価表（上限）

（単位：円／時間）（税抜）

業務従事者（コンサル 外格付）	大学	地方公務員	団体/ 民間企業	経験年数 （大卒）	日本語	外国語
—	学長	知事・市長等	代表役員	—	11,600	23,200
—	副学長 学部長	副知事・ 副市町村長 及び相当者	役員	—	10,000	20,000
1号	教授	局・部長 及び相当者	部長、次長 及び相当者	22年以上	8,100	16,200
2号	准教授	課長 及び相当者	課長 及び相当者	15年以上 22年未満	6,200	12,400
3号	講師	課長補佐 及び相当者	課長補佐 及び相当者	12年以上 15年未満	5,300	10,600
—	助教	係長 及び相当者	係長・主任 及び相当者	—	4,700	9,400

2) 原稿謝金

招聘プログラムに必要なテキスト、レジュメ、原稿の執筆等に対する謝金

a) 対象者：原稿執筆者（ただし、外部の執筆者に限る）

b) 支出基準：表 4 を参照の上、受注者が決定する。

c) 留意事項：

- 当該招聘のために新たに作成された原稿、あるいは既に作成されている原稿の修正原稿に対して支払われるもので、既存の資料及び著作物を転記したものは対象外。また、原稿謝金の対象は講義目的を達成するために必須な資料に限定する。
- 既存原稿の修正の場合には、原則として修正箇所の割合により金額を査定する。査定方法は、修正した語数／当初原稿の全語数で割合を出し、50%未満の場合は謝金単価の 50%、50%以上の場合は謝金単価の 100%を支払う。
- パワーポイント等にて作成した原稿は、表 4 「原稿謝金単価表」の文字数を参考として、ページ数を算出する。
- 受注企業・団体（JV 構成員含む）に所属する者が執筆した原稿は、謝金の対象外とする。
- 講師には可能な限り、外国語でのテキスト及びレジュメの作成を依頼することとするが、翻訳が必要もしくは特殊な専門用語等の翻訳で外部へ発注する必要がある場合は、経費計上が可能。

表 4 原稿謝金単価表（上限）

（単位：円／枚）（税抜）

項目	金額	内容
日本語原稿	1,500 円	400 字詰原稿用紙 1 枚
外国語原稿	5,500 円	A4 1 枚 (230 語) ダブルスペース

3) 見学謝金

招聘実施中に行う施設見学に係る見学先への謝金

a) 対象者：見学先機関

b) 支出基準：

1か所につき 10,000 円（税抜）を上限とする。なお、見学先機関が服務規程等により謝金を受け取ることができない場合には、お菓子等の粗品の持参に替えてもよいこととし、その場合は 3,000 円（税抜）を上限とする。

<謝金支払の際の留意事項>

1) 消費税の扱い

表 1 及び表 2 の諸謝金は税抜金額となっているため、講師の所属先に支払う場合で所属先が課税対象団体である場合は、税込価格を支払うこと。

2) 源泉徴収の扱い

個人へ支払う場合は、税抜源泉徴収後の金額を支払うこと。先方に対しては、その旨事前に連絡が必要。

(3) 招聘実施諸費

招聘実施諸費としては、翻訳料、会場借上費、教材作成費・購入費、機材借料損料、資材費が想定される。

1) 翻訳料

日本語の原稿を翻訳するための翻訳料

(ただし、教材用の原稿は招聘実施言語で作成することを基本とする。)

2) 会場借上費

講義場所等を確保するための経費

(受注者の事業所内で講義場所等を確保することが困難な場合に限る。また、空きがあれば、JICA 国内機関のセミナールーム等の施設の利用も可能。)

3) 教材作成費・購入費

教材用原稿の製本及び印刷に必要な経費

参考教材として必要な書籍等の購入に必要な経費

4) 機材借料損料

招聘実施に必要な機材をレンタルする経費

5) 消耗品等購入費

招聘実施に必要な消耗品等の購入にかかる経費

(4) 招聘同行者等旅費

招聘参加者の国内移動に同行する旅費及び招聘実施場所まで移動するための旅費

1) 対象者

a) 受注者の関係者 (原則 1 名)

ただし、近距離移動 (100km(片道 50km)未満の移動) に係る交通費を除く。

b) 外部講師

近距離移動に係る交通費を含む。

2) 支出基準:

a) 旅費の種類: 交通費 (鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)、日当、宿泊料

b) 計算方法:

①交通費

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、招聘実施上の必要性又はその他やむを得ない事情により、他の経路・方法をとる方が合理的である場合は、これを認める。

タクシー利用は、同行する招聘参加者がタクシーで移動する場合に限り支出が可能。航空便の利用は、最も経済的な通常の経路及び方法と認められる場合 (以下の 2 条件を目安とする) に利用可能とする。

- 鉄道による最短の移動時間が 4 時間を超える場合
- 航空運賃が鉄道運賃より安い場合、もしくは航空便の利用により旅行日程が短縮され、旅費総額が安くなる場合

②日当・宿泊料:

日当は一日の行程が 100km を超えた場合に支給する。日当及び宿泊料は、当該業務実施契約の業務従事者はコンサルタント格付、それ以外の者は経験年数に応じ、表 5 の単価（上限）に基づき支出する。

表 5 の単価を超えた支出は、精算の対象として認めない。

表 5 日当・宿泊単価表（上限）（単位：円）

業務従事者 (コンサルタント格付)	経験年数	日当 (1日)	宿泊料（1泊）	
			甲地方	乙地方
—	30 年以上	1,500	14,800	13,300
1号・2号	15 年以上	1,300	13,100	11,800
3号～5号	5 年以上	1,100	10,900	9,800
6号	5 年未満	850	8,700	7,800

※甲地方：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市

※乙地方：その他の地域

(5) 通訳備上費

通訳の備上に係る見積書を取得の上、日額単価を設定し、稼働日（事前準備日数＋招聘プログラム日程＋事後整理日数）を乗じた額を認める。

(6) 国内ワークショップ等開催費

本邦においてワークショップ等を開催するための経費。

なお、招聘において、飲食を伴うセミナー・懇親会等を開催する場合には、原則として、JICA の主管部が会議費にて費用を支出する必要があるが、受注した業務の一環として受注者が実施するセミナー等の事業に附帯して飲食費の支出を行う場合、契約に基づいて受注者が開催するセミナー、シンポジウムもしくは講演会等の開催経費（会場借り上げ費、音響設備等の機材借上げ費、資料作成費、飲食代等）を契約に含めることができる。そのうち飲食に係る経費については、プログラムの一部として茶菓及び昼食等を提供する必要がある場合に限り、契約へ含めることが可能。ただし、アルコールを含む飲食を同経費に含むことは認めない。

(7) 再委託費

招聘の一部の実施を第三者に委託する場合の経費。招聘の一部の実施が可能な団体等から見積書を取得し、経費を算出する。手数料が発生する場合は、JICA が負担する。

なお、再委託には、事前の発注者の書面による承諾が必要となる。

5. 精算

「業務実施契約における精算報告書の作成方法について」に基づき、経費精算報告書及び証拠書類を作成・整理すること。これらを元に支出内容・金額の妥当性を確認し、精算金額を確定する。精算に必要な証拠書類は以下の通り。なお、下記(2)(3)については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」の様式の準用が可能。

- (1) 本邦招聘受入れ業務の完了確認(打合簿写)
- (2) 詳細計画表(実績版)(打合簿の添付資料)
- (3) 経費明細書(打合簿の添付資料)
- (4) 各種領収書等

1) 諸謝金

講師又は見学先の受取印またはサインのある領収書が必要。ただし、源泉徴収する場合は、源泉徴収額を差し引いた額の領収書で可。その際、証書貼付台紙に源泉徴収している旨とその額を記載のこと。なお、見学謝金をお菓子等の粗品に替えた際は、その購入の際の領収書を貼付する。

2) 招聘実施諸費

領収書が必要。ただし、機材借料損料のうち損料については、受注者所有の機材を対象としているため、事前に損料単価を監督職員が確認した上で、使用実績の証明を付して、損料を算出する。

3) 招聘実施諸費

交通費のうち、鉄道運賃と船賃はネット上の料金表(乗換案内等)を印刷して添付する。交通費のうち、航空賃の場合は領収書とe-ticket、タクシー代については領収書の提出が必要。

日当・宿泊料については、定められた単価に実績を乗じて算出するため、詳細計画表(実績版)と経費明細書以外は必要ない。

以上